

熊本市タクシー事業者燃料価格高騰支援事業補助金交付要綱

制定 令和4年11月1日 市長決裁
改正 令和5年 7月7日 移動円滑推進課長決裁
令和5年10月1日 移動円滑推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において、燃料価格高騰により経費が増加し、事業継続に大きな影響の出ているタクシー事業者に対して、燃料価格高騰による経費増加分を支援し、地域公共交通を維持することを目的として、予算の範囲内で熊本市タクシー事業者燃料価格高騰支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第4条の規定に基づき許可を受けた事業者とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に本店(個人事業者においては住所)、支店又は営業所(以下「本店等」という。)を置くタクシー事業者であること。
- (2) 補助を申請する時点でタクシー事業を行っていること。
- (3) 他市町村でこの要綱と同様の燃料価格高騰による経費増加分等に対する支援制度により補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 事業の停止処分を受けていないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、申請日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。

(補助対象車両)

第5条 補助金の交付対象となる車両は、補助対象者が市内にある本店等で保有し、補助対象期間において国土交通省九州運輸局熊本運輸支局に登録されている事業用自動車のうちガソリンを燃料とする車両とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象期間におけるレギュラーガソリンの燃料高騰相当分とし、次式で得られた月毎の補助対象経費を合算した額とする。

「月毎の補助対象経費」＝

(「補助対象年度燃料単価」－「令和元年度燃料単価」)×「燃料使用量」×「補助率」1/2

※補助対象年度燃料単価＝補助対象年度の月毎の熊本県ガソリン平均単価

※令和元年度燃料単価＝令和元年度の月毎の熊本県ガソリン平均単価

※熊本県ガソリン平均単価とは、資源エネルギー庁が実施する給油所小売価格調査結果に基づき熊本県のレギュラーガソリン価格の当該期間の調査結果を平均した価格とする。

※燃料使用量＝ガソリン日平均使用量(14.2(l/日))×申請月の補助対象車両の延べ稼働日数

2 補助金の額に、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に、別表第1に掲げる書類を添付して、補助対象期間の末日までに市長に提出しなければならないこととする。

(交付決定及び交付確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容について審査を行うとともに、書類確認等を行い、予算の範囲内において補助金の交付決定及び交付額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、交付が適当と認める場合は、補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による交付確定通知を受けた補助対象者は、速やかに請求書（様式第5号）に振込先口座が分かる書類の写しを添付して、市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象者が補助金交付申請の取下げを行う場合には、補助金交付申請取下届（様式第6号）を補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第4号）により通知を受けた日から起算して2週間以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならないこととする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (4) 交付申請取下届（様式第6号）を受理したとき。
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (6) その他法令、条例、本補助金交付要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助対象者に通知する。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

（違約加算金）

第13条 補助対象者は、第11条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第14条 市長は、補助対象者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金及び交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（検査等）

第15条 市長は、申請者及び補助対象者に対し、補助金交付の対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができることとする。

（雑則）

第16条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行し、令和5年4月1日以後に発生した補助対象経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に添付する書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 交付申請額及び実績算定書（様式第2号）・ 誓約書及び同意書（様式第3号）・ 市内に本店（個人事業者においては住所）、支店又は営業所が存在することが分かる書類の写し・ 登録車両台数が確認できる書類
（熊本運輸支局へ提出している事業計画（事業用自動車の数）書の写し及び車検証の写し等）・ 補助対象車両の稼働日数が確認できる書類（業務日報等）・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |
|---|